

高槻市子育て世帯訪問支援事業 委託事業者募集要項

1 目的

高槻市では、家事・育児に対して不安や負担を抱えている家庭やヤングケアラー（障がい又は疾病等により援助を必要とする家族等に対して家事その他の家族等の世話を日常的に行っている児童をいう。）等がいる家庭に訪問支援員を派遣し、家事・育児等の支援や既存の福祉サービスにつなげること等で、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止することを目的とした事業を実施します。つきましては、高槻市子育て世帯訪問支援事業委託事業者登録要綱に基づき、事業を委託する事業者を募集します。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

高槻市子育て世帯訪問支援事業業務

(2) 業務内容

別紙「高槻市子育て世帯訪問支援事業仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料

項目	金額
① 訪問支援を実施した場合	
ア 訪問支援員の派遣料（1 時間あたり）	3,000 円
イ 訪問支援員の派遣に係る交通費等（1 回あたり）	930 円
② 支援対象者の都合により派遣当日に中止した場合のキャンセル料	1,500 円
③ 事務管理費（1 世帯につき 1 か月あたり）	4,700 円

3 所管課

高槻市子ども未来部子育て支援課（カンガルーの森）

住所：〒569-0802 大阪府高槻市北園町 6 番 3 0 号

TEL：072-686-5363

FAX：072-686-3033

Mail：houmongata-propo@city.takatsuki.osaka.jp

4 応募資格

(1) 次のア～ウのいずれかの要件を満たす事業者とする。

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する「指定居宅サービス事業者」であり同法第 8 条第 2 項に規定する「訪問介護」を行う事業者。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり同法第 5 条第 2 項に規定する「居宅介護」を行う事業者。

ウ 居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児支援の事業実績があり、当該事業所での事業

開始から 1 年以上の実績がある事業者。

(2) 次のすべての要件を満たすこと。

ア 高槻市内に事業所があり、事業の実施のために派遣可能な従事者を有していること

イ 事業責任者として、常勤の職員（兼務可）を配置できること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(4) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。

(5) 高槻市暴力団排除条例（平成 25 年高槻市条例第 33 号）第 2 条に掲げる暴力団員または暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと、及び高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置を受けている者または同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

(6) 国税、地方税を完納していること。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生又は再生手続きがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

事業開始までのスケジュール

No.	内容	日程
1	募集要項の公表	令和 7 年 4 月 1 日（火） ※市ホームページに掲載
2	事業説明会（参加希望者のみ）	令和 7 年 4 月 14 日（月） 10 時から 11 時
3	応募書類の申込受付期間	令和 7 年 4 月 14 日（月） から令和 7 年 6 月 30 日（月）
4	契約締結	応募書類審査後
5	本事業に関する研修	契約締結後に案内
6	事業開始	契約日以降順次

5 応募書類

応募する事業者は、以下の必要書類を所管課まで直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。）にて各1部ずつ提出すること。

(1)「4 応募資格」(1) ア、イに該当する事業者

No.	書類名	提出	複写 可	様式名
1	登録申請書	○		様式第1号
2	事業者概要	○		様式第1-2号
3	指定通知書の写し	○	○	
4	従事者名簿	○		様式第1-4号
5	受託要件チェックシート	○		様式第1-5号
6	暴力団排除に関する誓約書	○		様式第5号
7	納税証明書 (国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3)	○	○	直近2か月以内に発行のもの
8	高槻市税の完納証明書	○	○	直近2か月以内に発行のもの

(2)「4 応募資格」(1) ウに該当する事業者

No.	書類名	提出	複写 可	様式名
1	登録申請書	○		様式第1号
2	事業者概要	○		様式第1-2号
3	家事支援又は育児支援の実績がある法人に関する事項	○		様式第1-3号
4	従事者名簿	○		様式第1-4号
5	受託要件チェックシート	○		様式第1-5号
6	暴力団排除に関する誓約書	○		様式第5号
7	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書でも可）	○		直近2か月以内発行のもの
8	納税証明書 (国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3)	○	○	直近2か月以内発行のもの
9	高槻市税の完納証明書	○	○	直近2か月以内発行のもの

6 業務説明会の開催

(1) 日時・場所

日時：令和7年4月14日（月）10時00分から

場所：高槻市立子育て総合支援センター（カンガルーの森）2階研修室

(2) 参加に関する留意事項

ア 希望者のみ参加とする。

イ 会場の都合上、1事業者につき2名以内の参加とする。

ウ 説明会に参加する場合は、所定の様式（**説明会参加申込書**）により、令和7年4月10日（木）の17時15分までに所管課へメールすること。

エ メールの件名は、「高槻市子育て世帯訪問支援事業業務委託（説明会参加申込）」と明記してください。

オ 募集要項等の資料は、各自持参してください。

7 質問について

本事業に関する質問については、以下のとおりとします。

(1) 受付方法

ア 所定の様式（**質問書**）に記入の上、所管課までメールで提出してください。

イ メールの件名は、「高槻市子育て世帯訪問支援事業業務委託（質問）」と明記してください。

(2) 質問提出期限

令和7年4月18日（金）17時15分まで

(3) 回答方法

寄せられた全ての質問に対する回答を令和7年4月25日（金）までに質問者へメール等で連絡します。

8 契約手続き等

(1) 提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託者として決定し、契約を締結します。審査結果は応募者へ通知します。

(2) 契約書案は本市が作成します。

9 その他留意事項

(1) 申込書類の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とします。

(2) 提出された書類の返却は行いません。